

(この契約書は、令和4年3月31日以降に終了する研究課題から使用します。)

《文書番号》

《課題管理番号》

物品使用貸借・売買契約書（雛型）

国立研究開発法人日本医療研究開発機構（以下「甲」という。）と《契約先機関名》（以下「乙」という。）は、甲の《事業名・プログラム名等》 《研究開発課題名：〇〇〇》（以下「本事業」という。）に係る委託研究開発（課題管理番号：本契約書上欄記載のとおり）（以下「本委託研究開発」という。）の終了にあたり、乙が本委託研究開発に使用した甲の貸与物品の取扱いについて定めるため、以下のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（使用貸借の継続）

第1条 甲は、研究開発期間終了後も、別紙1の物品明細に記載する物品（以下、個別に又は総称して「本物品」という。）を、乙が本契約に定める事項を遵守することを条件に、引き続き下記の①と②を併せた期間（以下「事後貸与期間」という。）、乙に無償で貸与するものとし、乙はこれを借り受けるものとする。

記

- ① 研究開発期間の終了日の翌日から、本物品の購入日から4年を経過した日の属する事業年度の末日（3月31日）までとする。（ただし、購入日が4月1日である本物品に限り、購入日から4年を経過した日（4月1日）の前日（3月31日）までとする。）以下、①の期間の末日を「耐用期間満了日」という。
 - ② 耐用期間満了日後、第8条第2項に従った支払いが完了する日まで
2. 前項にかかわらず、本物品のうちソフトウェアについては、甲は、研究開発期間の終了日の翌日から、ソフトウェアの購入日から3年を経過した日の属する事業年度の末日まで（ただし、購入日が4月1日である本物品に限り、購入日から3年を経過した日（4月1日）の前日までとする。）、乙に無償で貸与するものとし、乙はこれを借り受けるものとする。以下、ソフトウェアについては、本項に定める貸与期間をもって「事後貸与期間」という。
3. 乙は、事後貸与期間中、本物品を本研究開発成果の展開に資する目的に使用するものとする。ただし、乙は、甲の書面による承諾を得て、当該目的を追加し又は変更することができる。

（善管注意義務・法令遵守等）

第2条 乙は、事後貸与期間中、本物品を善良な管理者の注意義務をもって維持管理しなければならない。当該維持管理に必要な費用（経年劣化に対応する費用を含む。）は全て乙の負担とする。

2. 乙は、事後貸与期間中、適用ある法令等を遵守し、使用方法を守り、安全確保に万全を尽くして、本物品を使用しなければならない。

(禁止行為)

第3条 乙は、事後貸与期間中、本物品の譲渡、転貸、担保提供、その他の処分をしてはならない。

(原状変更)

第4条 乙は、事後貸与期間中、本物品の原状を変更する必要があるときは、甲の事前の書面による承諾を得た上で、変更しなければならない。

(破損等)

第5条 乙は、事後貸与期間中、本物品が破損、故障又は滅失した場合、直ちに甲に報告しなければならない。

2. 乙は、事後貸与期間中、本物品の破損又は故障（以下「破損等」という。）について、乙の費用にて修理しなければならない。ただし、乙は、本物品の破損等の状況、修理に要する費用その他の状況を勘案して、甲の事前の承諾を得た上で、破損等の全部又は一部を修理しないことができる。
3. 前項にかかわらず、本物品の破損等が乙の責に帰すことのできない事由により生じたものである場合には、修理に要する費用の分担について甲乙協議して定めるものとする。
4. 前項にかかわらず、甲は、本物品の破損等の状況、修理に要する費用その他の状況を勘案して、本物品の破損等の全部又は一部を修理しないことを決定することができる。

(現状確認)

第6条 甲は、事後貸与期間中、本物品の状態や使用状況等（以下「現状等」という。）の確認のため必要と認める場合には、予め乙に通知して、本物品の使用場所に立ち入り、本物品の現状等を確認することができる。ただし、緊急の場合には、乙に対する事前通知を省略することができる。

2. 乙は、事後貸与期間中、甲から求められた場合、本物品の現状等について、甲に報告しなければならない。

(変更申請)

第7条 乙は、事後貸与期間中、以下の事項に変更がある場合、甲が指定する様式の書面にて事前に甲にこれを届け出なければならない。

- ① 法人名、住所
- ② 本物品の設置場所
- ③ 本物品の資産管理責任者

(本物品の譲渡)

第8条 甲は、耐用期間満了日が到来した本物品について、①下記により算定された評価額又は②取得価額に0.05を乗じた額のいずれか高い金額に、消費税・地方消費税を加算した金額（以

下「譲渡価格」という。)にて乙に譲渡し、乙は当該価格にてこれを譲り受けるものとする。
なお、請求額の算定において乗算を行う都度、1円未満を切り捨てるものとする。

記

評価額 = 本物品の取得価格 × 物価変動率^(※1) × 残価率^(※2)

※1：上記算式における「物価変動率」とは、耐用期間満了日の属する月の「日本銀行 国内企業物価指数速報値 業務用機器」によるものとする。

※2：上記算式における「残価率」とは、別紙2の表に記載する当該物品の購入日に対応する残価率をいうものとする。

2. 甲は、前項にしたがって算定された譲渡価格による請求書を乙に送付し、乙は、甲の請求書の発行月の翌月末日までに、当該譲渡価格を甲の指定する銀行口座に払い込むことによって支払う。支払いに要する手数料は乙の負担とする。
3. 甲は、乙による前項の支払いが完了した日に、乙に対し、本物品を現状有姿にて引き渡すものとし、当該引き渡しをもって本物品の所有権は乙に移転する。
4. 前三項の規定にかかわらず、本物品のうちソフトウェアについては、甲は、事後貸与期間満了後に発行する物品譲渡承諾書の交付日をもって乙に無償で譲渡するものとし、これと同日に、乙に対し、ソフトウェアを現状有姿にて引き渡す。当該引渡しをもってソフトウェアの所有権は乙に移転する。
5. 乙は、甲から本物品を譲り受けた後も、できる限り本物品を本研究開発成果の展開に資する目的に使用するものとする。
6. 甲は、別紙1の物品明細につき、乙への譲渡に伴う変更状況を随時管理し、乙から請求があった場合、当該時点において残存する事後貸与期間中の本物品の明細を交付する。

(遅延利息)

第9条 乙は、前条第2項に定める支払いを遅滞した場合、支払期限の翌日から支払済みまでの遅滞日数に応じ、未払い金額に対して年3パーセントの法定利率による遅延損害金を甲に支払わなければならない。なお、民法第404条第3項の規定により法定利率に変動があった場合、遅延損害金は、乙が遅滞した最初の時点における法定利率で計算した額とする。

(解除)

第10条 甲は、事後貸与期間中、乙が以下の各号の一に該当した場合、本契約を解除することができる。

- (1) 乙が本契約に違反し、甲による是正を求める催告後相当期間を経過しても当該違反が是正されなかった場合
- (2) 乙による本委託研究開発契約に対する重大な違反が事後に発覚した場合

(反社会的勢力の排除)

第11条 乙は、事後貸与期間中、自己が以下の各号の一に該当しないこと、及び今後もこれに該当

する行為を行わないことを表明・保証し、甲は、乙が各号の一に該当したときは、または該当していたことが判明したときは、別段の催告を要せず本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙が、暴力団構成員、暴力団関係企業もしくは関係者、総会屋、その他反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）であること、又は反社会的勢力であったこと。
 - (2) 乙の役員又は実質的に経営を支配する者が反社会的勢力であること、又は反社会的勢力であったこと。
 - (3) 乙の親会社、子会社（いずれも会社法の定義による。以下同じ。）又は本契約履行のために使用する委任先及び下請業者その他の第三者が前二号のいずれかに該当すること。
2. 甲は、事後貸与期間中、乙が本契約の履行に関連して以下の各号の一に該当したときは、別段の催告を要せず本契約の全部又は一部の解除をすることができる。
- (1) 乙が、甲に対して脅迫的な言動をすること、もしくは暴力を用いること、又は甲の名誉・信用を毀損する行為を行うこと。
 - (2) 乙が、偽計又は威力を用いて甲の業務を妨害すること。
 - (3) 乙が、反社会的勢力である第三者をして前二号の行為を行わせること。
 - (4) 乙が、自ら又はその役員もしくは実質的に経営を支配する者が反社会的勢力への資金提供を行う等、その活動を助長する行為を行うこと。
 - (5) 乙の親会社、子会社又は本契約履行のために使用する委任先及び下請業者その他の第三者が前四号のいずれかに該当する行為を行うこと。

（解除後の措置）

- 第12条 甲が前二条により本契約を解除した場合、乙は、解除日から3ヶ月以内に本物品を甲が指定する場所に返還しなければならない。かかる返還に要する費用は乙の負担とする。
2. 乙は、前項の返還にあたり、第4条の規定により本物品の原状を変更している場合には、乙の費用負担において本物品を原状に復するものとする。ただし、原状に復さずに返還することについて甲の承諾を得られた場合は、この限りでない。

（甲による返還請求）

- 第13条 事後貸与期間中に、甲が乙に対し、本研究開発成果の展開に資する目的に使用するために本物品の返還を求めた場合、乙は、甲の請求から3ヶ月以内に本物品を甲が指定する場所に返還しなければならない。かかる返還に要する費用の負担は、甲乙協議して定める。
2. 前項による返還にあたっての本物品の原状回復については、前条第2項の規定を準用する。

（損害賠償）

- 第14条 乙は、事後貸与期間中に、乙の責めに帰すべき事由により、本物品を破損、故障又は滅失させた場合、甲に対し、その損害を賠償しなければならない。
2. 前項の他、乙は、本契約の定めに違反して甲に損害を生じさせた場合、これを賠償しなければならない。

(第三者に対する責任)

第15条 乙は、本物品の使用に起因し又は関連して、第三者と紛争が生じ又は第三者に損害を生じさせた場合、乙の費用と責任でこれを解決するものとし、甲に何ら損害を生じさせてはならない。甲は、第三者に生じたかかる損害を賠償したときは、乙にその全額を求償できるものとし、乙は、甲の請求に応じてこれを支払うものとする。

(裁判管轄)

第16条 甲及び乙は、本契約に関する紛争解決については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

(協議)

第17条 本契約に関して生じた疑義及び本契約に定めのない事項については、必要に応じて誠意をもって甲乙協議して定めるものとする。

(効力発生)

第18条 本契約は、事後貸与期間の開始日に遡って効力を生ずる。

(以下、余白)

本契約締結の証として本契約書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和〇年〇月〇日

甲 東京都千代田区大手町一丁目7番1号
国立研究開発法人日本医療研究開発機構
契約担当職
理事長 三 島 良 直

乙 ○○○
○○○
○○○

別紙 1 物品明細

別紙 2 物品の残価率

A 物品購入日 (X 年とする)	B 耐用期間 満了日	C 経過月数(注)	D 残価率
X/4/1	X+4/3/31	48 ヶ月	0.1000
X/3/1～3/31	X+4/3/31	49 ヶ月	0.0963
X/2/1～2/28 (閏年は～2/29)	X+4/3/31	50 ヶ月	0.0927
X/1/1～1/31	X+4/3/31	51 ヶ月	0.0890
X/12/1～12/31	X+5/3/31	52 ヶ月	0.0853
X/11/1～11/30	X+5/3/31	53 ヶ月	0.0817
X/10/1～10/30	X+5/3/31	54 ヶ月	0.0780
X/9/1～9/30	X+5/3/31	55 ヶ月	0.0743
X/8/1～8/31	X+5/3/31	56 ヶ月	0.0707
X/7/1～7/31	X+5/3/31	57 ヶ月	0.0670
X/6/1～6/30	X+5/3/31	58 ヶ月	0.0633
X/5/1～5/31	X+5/3/31	59 ヶ月	0.0597
X/4/2～4/30	X+5/3/31	60 ヶ月	0.0560

(注) C欄の「経過月数」とは、物品購入日から耐用期間満了日までの合計月数（物品購入日の属する月及び耐用期間満了日の属する月をそれぞれ1ヶ月として計算する。）をいう。